

令和7年度 北九州市農業委員会 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和7年7月23日(水) 午前10時00分～午前10時20分

2. 場 所 折尾出張所2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 16名

中村治雄	古田俊策	山田泉	澤水理佳
山鹿茂紀	清水正人	稲光進	川江秀孝
各務浩	大庭喜重	岩男徹	木原幹雄
松浦和哉	藤堂孝雄	大庭美智子	柳野保博

欠席委員 2名

中谷陽子 竹内輝壽

4. 事務局出席者

福田 事務局長 池 永 次長 荒 木 係長 田 上 係長
岩 本 主任

5. 議 事

【議 案】

議案第29号 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)について

議案第30号 「北九州市農業経営継承農家支援金」への推薦者(案)について

6. 傍聴人 なし

会長	ただ今から、第 11 回総会を開催します。本日の議題は、「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書（案）について」と『北九州市農業経営継承農家支援金』への推薦者(案) について」の2件です。 それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 29 号「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書（案）について」ご説明いたします。 当農業委員会では、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、例年、市に意見書を提出しています。今年度は、8 月 5 日に産業経済局 山口理事に意見書をお渡しする予定です。 意見書の内容につきましては、過去一年間の部会等での議論を参考に事務局で案をお示しし、運営委員会での審議を経て、本議案を作成しました。 今年度につきましては、1 有害鳥獣等の対策について、これは昨年度 4 番目の項目でしたが、委員の皆さんの注目が非常に高いということで、重点要望に位置づけております。続いて 2 農業用施設の整備について 3 新規就農者・後継者への助成拡充について以上、三点を要望したいと思います。議案第 29 号についての説明は以上になります。
会長	それでは、「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書（案）について」何かご質問、ご意見等ございませんか。
山鹿委員	言葉の使い方だと思うんですけど、2 農業用施設の整備についての文章の中で一番最後の改修など計画的な整備に努められたいとありますが、努めてくださいという意味ですか、それとも努められたいという丁寧語なんですか。
事務局	1、2、3 もすべて最後は努められたいということで、努めていただきたいという意味です。
山鹿委員	お願い事ですね。
会長	ため池の関係も皆さんもご承知のとおり、国が全国のため池の補修を持つということで・・・
山田委員	何パーセントか出さないといけないんですか。
会長	全額です。自分たちのところの地区は 2000 万円くらいかかると、それを国が全部出していたと思います。たしか鳥獣被害の・・・だから農業委員、推進委員も意見を聞きましたら、・・・こういう意見があるとそういう旨を連絡していただいたらいいかと思います。 せっかく補助金があったのに締め切りに間に合わなかったとかね、あるかと思いますが。ある程度調べてもらって、委員の皆さんに近くで助言していただいたらいいかと思います。 それと 1、2、3 ですね、前は 4 つ、農機具購入の関係もありましたけどね一番問題なのは有害鳥獣等なので、年々被害がかなり拡大しております。東部の関係者の話を聞いてみますと色んな農産物がやられる、スイカや一番激しいのは植えた途端に何列かやられるとか、被害がかなり深刻な状況になってきておりますし、これも訴えていきたいし、新規就農関係ですが、若者が年々農業

をする人が減っていますし、地域がなくなるかどうかですね。

私、二人新規就農する人を扱ってはいますが、若い人の中でも農業をしたことがない人でも農業がしたいとかありますよね。そういう人達を研修させて・・・その代わり研修に行かせるだけではなく、その後のフォローですよ。していかなくちゃなりません。

特に有害鳥獣等と新規就農者の関係に農業委員会は力を入れていきたいと思っています。皆さんも協力のほどよろしくお願いします。

他に何かご質問、ご意見等ございませんか。

清水委員

ため池の件なんですけど、先ほど会長がおっしゃったのは改修工事だとかで言われたんですかね。各地域に多数、ため池があるんですけど、ひとつのため池に対して、1人ずつ管理者というのがついています。実は私もそれになっているんですよ。これ市の行政に言っても駄目なんです。全部、県の管理局というのがあって、そこに申請を出さないと動いてくれないのが実情です。

私のやっている施設のすぐ上にため池がありまして、そこはフェンスがやられている、何とかしてくれと要望が来たんですけども、地元でやってください、利用者でと、こういう話が返って来たんです。

ですから逆に、地元に戻って池の見回りというのをやっております。ここは草が多いとか漏水があるとか報告書が来るんですよ。ただそれを地元負担でやるとなると非常に不可能に近いと、それを農業委員会が受けて行政に繋ぐというよりも地元のため池管理者、その池番号があって、その管理者に繋いで、そこから県の農林課とか、県の農村整備センター、県庁のだいぶん先にあるんですけど、そこに事務局が連絡を入れないと、行政としては動けないということになっています、実は。

会長

今まで補修の関係は何ぼ要請しても出来なかったんよ。去年からですか、急にこれが全国のため池の補修を全部するということで、それまではため池は金がかかるし、金がないし出来ん、出来んと言ったのが、申請したらすぐ出来ますとかね、個人の池でもいいそうです。

問題は清水さんが言っていました、金網とかね、造成関係は良いけれど、それ以外の補修工事につきましては・・・という話は聞いておりますけれどね。

こういう関係も要望書の中で、どういうふうに申請すれば聞いてくれるかですよ。納得いくような形で聞いていかんといけんと思う・・・どこまで出来るかよね。

清水委員

よく調べるとですね、池自体が公の池じゃなくて個人所有とか人民共有というのがほとんどなんですよね。それが今までは問題として国だとか県だとかが改修工事、それに付随して下の方に田んぼを持っている。だから水利権の利用者、それが管理責任者になっているのがほとんどだと思うんですけど。

うちの例で話しますとその土地は全然違う地区の人が、人民共有という形で持っていて水利だけ使うのは、その下の田んぼの所有者という形になっているんです。

大庭美智子委員

自分の地区は水利権者で修繕をしているんですけど。

会長

水利権者でですか。

大庭美智子委員

土手が崩れて言った時に、だいぶん援助が大きかったんで、権利者の人達にいくらか負担をしてもらって、一応区には出したんですけど、区長がいいよと、申し込んでしてと、お宅から何ぼ出してと割り当ててして。

会長

今までは池の補修工事につきましては、地元負担という形になるわけですね。よっぽどの・・・多分何年か後に・・・

私も池は持っていますけれどね・・・全部してもらいましたけどね。

今回は初めて池の・・・に関しては全国の池の補修は国が責任を持ってやると・・・けっこうかかったんですが、それからお金を出していたらちょっと難しいなという感じで、池にこれ以上水は貯められんわと大雨が来たら・・・浸水したら・・・これが毎年・・・

問題はさっき清水さんが言われた個人のため池とか組合を作っていないところがいっぱいあると思いますが、見えないところで補修関係、漏水以外に浸水させんために・・・数が結構ありますので予算もございしますが。

ただ問題として北九州市がですね、この要望書の中で、現状の中でどういうふうな形でやったら市ができるかですね、その点をだいたい話をする中で・・・引き出したいとは思っております。

有害鳥獣等、農業用施設の整備について、新規就農者・後継者への助成拡充についての三点は大事なことですからね。どういうふうな回答出るかどうかわかりませんがね、とにかく少しでも前進になる話を持っていきたいと思っています。いいですか。

事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。

昨年ですね、おそらく予算の説明を農林水産部から受けたときだったと思うんですけども、市の方で市所有だったかな。どこまでのため池かはちょっとわからないんですけども、決壊の危険性を測定して何かこうハザードマップ的なものを作っていますっていう動きを聞いております。

清水委員が言われるようにですね、いろんな所有の形があらうかと思います。市の方でどこまでできるかっていうのはわからないです。それは県に行って、国に行ってくれという話になるかもしれないんですけども、可能な限り予算を措置してくれということで、今回要望には上げていきたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

会長

この件につきまして、ちょっといろいろ話し合ってますね、どのような内容になるかわかんけど、決まったことに対しては、また後で皆さん方に報告をしたいと思っております。

他に何かご質問、ご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声)

それではご異議がないようなので、議案第 29 号「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書(案)」について、原案どおり承認いたします。

続いて、議案第 30 号について事務局からご説明お願いいたします。

事務局

議案第 30 号『北九州市農業経営継承農家支援金』への推薦者(案)について」ご説明いたします。

令和2年度から北九州市では、既存農家の経営を継承し、持続的に産地の意思及び拡大を図る農業者に対して支援金を交付する、北九州市農業経営継承支援金事業を行っております。

支援額は1件当たり年間最大80万円、最大で3年間、支援を受けることができます。事業に応募するにあたりましては、農業委員会からの推薦が必要となっております。

推薦の要件なんですけれども、北九州市内で農業を営む親族から、その農業を継承して5年未満のもので、発展的な農業経営を志し、地域のリーダーを目指していると認められるものとなっております。

東部地区、西部地区それぞれの部会から今年度の推薦候補者を募りまして、東西それぞれ数名ずつ、候補者の推薦がございました。この方々について、運営委員会で協議をした結果、お二人を推薦することとなりました。

東部地区からは、Aさん、28歳。令和5年4月に父親から継承を受けたということでございます。徳吉南の方で水稻や小松菜、それからブロッコリー等を栽培しております。

西部地区からはBさん、25歳。令和5年12月に祖父から継承を受けて、農業しております。払川、蟹住地区で水稻やスイカ、キャベツなどを栽培しております。

今後のスケジュールですが、本総会でご承認いただきましたら、速やかに申請手続き等に取り掛かっていただき、9月末までの申請書の提出を目指して参ります。以上でございます。

会長

それでは、『北九州市農業経営継承農家支援金』への推薦者（案）について」何かご質問、ご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声）

それではご異議がないようなので、議案第30号『北九州市農業経営継承農家支援金』への推薦者（案）について」、原案どおり承認いたします。

本日の署名委員は、9番川江委員と10番各務委員です。よろしく願いいたします。他に何かございませんか。なければ以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。